

平成21年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成21年12月21日（月） 9時30分宣告

1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	13番 吉田政司
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	14番 福田晃
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	15番 安部和子
		16番 松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長 松田和久	定住対策課長 岡田清明
副町長 門脇裕	農林水産課長 山崎龍一
教育長 藤田勲	下水道課長 中前千之
総務課長 渡部國彦	建設課長 井川寛
会計管理者 嶽野正弘	水道課長 大庭孝久
企画財政課長 齋藤福昌	総務学校教育課長 岩水守
税務課長 竹林行政	生涯学習課長 高梨康二
町民課長 佐々木秋幸	布施支所長 松井忠弘
福祉課長 村上静夫	五箇支所長 村上和弘
保健課長 阿部真澄	都万支所長 石川伸吉
環境課長 浅生久	行政係長 渡部誠
観光商工課長 池田高世偉	財政係長 鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 庶務係長 藤 田 睦 代

1、傍聴者 なし

1、議員提出議案の題目

発議第8号 隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

議事の経過

○議長（米澤壽重）

只今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

ここで協議事項がございますので、暫時休憩と致します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

只今から本会議を再開致します。

（本会議再開宣告 10時43分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 10時43分）

（全員協議会開会宣告 10時43分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時47分）

日 程 第 1、委員長報告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

まず、各常任委員会の審査に付した町長提出議案、議第90号から議第111号までの議案、及び陳情案件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項について、所管常任委員会の審査の経過及び結果について、それぞれの常任委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長：8番 石田茂春 議員

○8番（石田茂春）

それでは、総務産業建設常任委員会の報告を致します。

委員会は、10月16日、10月21日、10月22日、11月30日、12月1日、12月17日、12月18日、12月21日の計8日間実施致しました。

付託案件については、別紙のとおりでございます。

陳情第9号「公共工事における電気設備工事の分離発注と当協会会員及び県内業者に発注の機会をお願いする陳情」提出者 財団法人島根県電気工事業協会会長 荒木恭司氏のこの件につきましては、もう少し調査、研究の必要があり継続審議と致しました。

陳情第11号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める件」提出者 島根県弁護士会会長 大野敏之氏の陳情は、趣旨採択と致します。

次に調査事項と致しまして、まちづくり対策事業に関する調査について、地域産業の振興に関する調査についてでございます。

審査の結果、議第90号「平成21年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」については、賛成多数で「可決すべし」と致しました。議第94号、95号の「条例の一部改正」については、全会一致で「可決すべし」と致しました。

議第97号「物品購入契約の締結について」は、賛成多数で「可決すべし」と致しました。

議第98号「物品購入契約の締結について」は、各委員から、車両工送料の減額については、実費×入札率を掛けて精算することに対して異論があった為に、賛成多数で「可決すべし」と致しました。

議第99号、100号、101号、102号、103号、104号の「工事請負変更契約の締結について」は、全会一致で「可決すべし」と致しました。

議第105号「蛸木漁港区域内公有水面埋立てについて」は、全会一致で「可決すべし」と致しました。

議第106号「財産処分について」は、全会一致で「可決すべし」と致しました。

議第108号、109号「指定管理者の指定について」は、全会一致で「可決すべし」と致しました。

議第110号、111号「隠岐広域連合規約の一部変更、及び財産処分について」は、全会一致で「可決すべし」と致しました。

次に、審査過程で出された主な意見、指摘事項等について述べます。

徴税史員を対象とした基本的な知識と技法等について研修会が実施されたが、平日及び時間帯等により出席者が34名と極めて少なかった。今後こういう機会があった場合は、日時

等を考えてなるべく多くの徴税史員が研修を受けること、また、高額滞納者への徴収効果を強化するよう指摘しておきます。ちなみに、全滞納者に占める高額滞納者の割合は 21%、金額で 1 億 9,900 万円であります。

事務事業評価については、外部評価委員を入れて考えるよう指摘をしておきます。又行財政改革大綱案についても、決定前に議会と話し合う場を持つよう要望しておきます。

農業公社の方向性については、公社組織の改新に全力で取り組むよう指摘しておきます。

定住奨学資金については、12 月 2 日現在 11 名申込み、22 年度は本年より 1 名でも多く受けられるよう指摘しておきます。

物品購入については、今後しっかりした基準を作るよう指摘しておきます。

次に視察の報告を致します。

視察は本年 10 月 2 日から 4 日までの 2 日間でありました。

参加は総務産業建設委員全員でございます。

視察先は八頭町でございます。対応者は町長はじめ、副町長、議会副議長、総務課長、議会事務局長であります。

次に大田市観光協会へ視察致しました。対応者は大田市観光協会事務局長であります。

次に鳥取県八頭町の概要を説明致します。

八頭町は平成 17 年 3 月 31 日に郡家町、船岡町及び八東町が合併して誕生しました。

古くから農林業が行われており、現在も稲作を中心に、梨、柿、りんごなどの果樹栽培が盛んに行われています。

視察内容は、庁舎方式を現在の総合支所方式に決定した経緯について伺いました。合併当時、新町の事務所の位置についていろいろな提案があったとのこと。

1 つ、新町の事務所の位置は、現在の郡家町の位置とする。2 つ、新町の事務所の位置としない現在の役場には支所(総合支所)を置く。3 つ、現在の 3 町の役場の収容能力を勘案し、本庁機能の一部を分散し配置する。意見が一致せず、委員による無記名投票により本庁舎の位置を決定することとなったそうであります。結果、新町の本庁舎の位置は郡家町役場とし、また船岡役場及び八東町役場は、住民サービスが低下することがないように、総合支所として活用することになったようであります。

更に、本庁舎の収容能力等を勘案し、議会、教育委員会、農業委員会などの機関を分散して配置してありました。

現在の課題と今後の方針について報告致します。

分庁舎の課題と致しまして、現状と課題を再確認するため、行財政改革担当者会議を行い、各課からの問題点や意見を集約している。現在の問題点は次の通りである。

町役場としての問題点1つ、各庁舎によってサービス、対応に違いが生じる。2つ、庁舎間の文書移動や会議等の職員移動に時間と経費がかかる。3つ、各庁舎に部門が分かれているため、理事者との連携が取りにくく意思統一ができない。また、情報等の共有が難しい。4つ、本庁の本課との事務分が不明確であり責任の所在も曖昧である。

町民からの問題点としては、1つ、相談窓口の課、また、その課がどこにあるか分かりづらい。2つ、行政の部門が複数庁舎に分散しているため、部門にまたがる用務などの場合は不便となっている。3つ、目的の課が遠距離にある場合、不便である。

今後の方針として、行財政改革担当者会議の内容を踏まえ、配置、業務内容、役割等を3案～5案ほど提示し、再度担当者会議で協議、検討会、課長会と段階を踏み、パブリックコメントに持っていくとのことでありました。

次に島根県大田市の概要ですが、位置は皆さんご承知のとおり、島根県の東西の中央部に位置しており日本海に面しております。

視察内容は、現在抱えている課題と対策についてです。

平成19年7月2日に日本では14番目、鉾山・産業遺跡としては初の世界遺産登録が決定した石見銀山遺跡だが、19年度より入込人数が横ばいとなっている。観光バスの台数も19年度は約4千台に対し20年度は2千台と約半分に減少している。これらから来年以降、観光客が減少する見込みとのことでありました。

課題と致しまして、1つ、受け入れ体制や遺産の適切な保存・管理、関連する文化財等の展示・収集、宿泊・飲食のもてなし方などあらゆる方向から考えていかななくてはいけない。2つ、現地に至るまでの交通アクセスが十分に整備されていない。3つ、案内やアピールするシステムが十分に確立されていない。4つ、今まで多数の観光客を受け入れた経験が地域住民になく、地域住民と共生できるかどうか、防犯上の問題点も大きい。また、点在する廃屋対策も課題であるなどが挙げられました。

対策として、1つ、登録後新たに建物をつくれないうえ、古民家を改修し店舗を増やしていく。2つ、モニュメント性が乏しい中で、自然との調和がすばらしい遺跡をアピールするために、石見銀山スタイルの確立を図る。観て触れて感じ取ってもらうために回遊ルートや施設を整備していく必要があるとのことでありました。

今後の事業展望については、観光客に宿泊してもらう工夫、仕組みが必要であり、付加

価値の高い宿泊施設の整備や、地元の新鮮な食材を使った地域性のある食事の提供をする必要があるなど、取り組みに対するお話を伺うことができました。

尚、関係資料は議会事務局に保管してありますので、必要に応じご覧頂きたいと思えます

○議長（米澤壽重）

ここで13時30分まで休憩致します。

（本会議休憩宣告 12時01分）

○議長（米澤壽重）

休憩を閉じ、本会議を再開致します。

（本会議再開宣告 13時30分）

引き続き常任委員長の報告を行ないます。

次に、教育民生常任委員長：15番 安部和子 議員

○15番：（安部和子）

教育民生常任委員会の報告を致します。

当委員会は、今定例会で付託されました平成21年度一般会計及び各特別会計補正予算等3件、条例の一部改正、物品購入契約の締結、指定管理者の指定等3件、陳情案件2件、計8件と、所管調査事項である「教育文化の振興に関する調査」「保健・医療・福祉に関する調査」について審査をしたので、その経過並びに結果について報告致します。

委員会は、議会閉会中の10月9日、11月9日、17日、24日、25日、12月1日、会期中の12月11日、17日、18日の9日間開催し、必要に応じて関係課長・担当者から資料の提出や説明を求め、慎重に審査致しました。

はじめに、平成21年度一般会計及び各特別会計補正予算については、それぞれの事業実績や事業見込みによる補正予算であり、特に指摘事項もなく、全会一致で「可決すべし」と致しました。

次に、学校給食センター設置及び管理条例の一部改正についてであります。布施学校給食センターは、布施小中学校の学校再編による閉校に伴い廃止をするものであり、また、都万学校給食センターは、西郷学校給食センターから配送が可能になったこと、及び施設設備の老朽化に伴い衛生管理の徹底が困難となったことから平成22年4月1日よりそれぞれの施設を廃止するものであり、全会一致で「可決すべし」と致しました。

物品購入契約の締結については、学校再編により、北小学校、並びに西郷南中学校への通

学用スクールバス購入のための物品購入契約の締結であります。冬季の雪道での、より安全な運行を考慮して4輪駆動にしたため関係業者が1社となりましたが、安全運行を考慮したものであり、全会一致で「可決すべし」と致しました。

隠岐の島町総合体育館の指定管理者の指定については、1団体の応募しかなく、当該団体の適正な管理が見込まれることから、全会一致で「可決すべし」と致しました。

しかしながら、教育委員会が検討している中央公民館制度に端を発し、教育文化振興財団との協議が混乱し、今日まで関係者の皆さんや関係機関に多大なる迷惑や不安を与えたことは誠に遺憾であり、当事者である教育長は勿論のこと、議案提案者である町長もしっかりと反省すべきであります。過去の議案取り下げの経過等も十分考慮され、今後、このような事態が二度と起こらないよう関係機関と十分に協議し、事業執行に当たられるよう強く申し入れておきます。

次に、陳情関係についてであります。

まず、「継続審査」としていた「隠岐温泉GOKA運営存続に関する陳情書」についてであります。担当課では、ポカポカ市の開催や毎月フロの日を設けるなどして利用者の増を図る一方、設備の改良などにより、水道・電気・燃料の光熱費等、経費削減に努力していることは評価できるものであります。

しかしながら、依然として利用者は年間15,000人～16,000人程度、町負担も1,000万円を超える状況であります。

委員は、施設・設備の状況や利用状況について、今少し調査検討しようではないかとの意見で一致、全会一致で「継続審査」と致しました。

次に、島根県社会保障推進協議会 会長 池淵 栄助氏から提出のあった陳情第10号「県の福祉医療費助成制度の定率(応益)負担を廃止・撤回し定額負担に戻すことを求める意見書採択の陳情」についてであります。

陳情の趣旨は、平成17年に島根県の福祉医療費助成制度が定額負担から定率負担(応益負担)に改正されたため、対象者にとっては負担増となり、医療費のことが心配で受診をためらう患者が増えているため以前の定額負担に戻すよう、島根県に意見書を提出してほしいというものであります。

福祉医療費給付の現状は、担当課の報告によると平成17年度の給付実績で約4,256万円となっておりますが、制度改正により平成20年度の給付実績は2,700万円となっており、明らかに患者負担が増え、県・町の負担は減少しています。

この制度改正は、島根県において財政状況が厳しくなったため県単独事業を、子育て世代の乳幼児の医療費に対する負担を軽減するものとして、見直した経過もありますが今少し県の動向や政府の動向を見据えることが必要との判断から「継続審査」と致しました。

最後に、所管の調査事項である「教育文化の振興に関する調査」「保健・医療・福祉に関する調査」については議会閉会中も継続して調査研究して参ります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（米澤壽重）

続いて、各特別委員会における審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

始めに、議会広報調査特別委員長：9番 高宮陽一 議員

○9番（高宮陽一）

議会広報調査特別委員会の報告を致します。

当委員会は、議会閉会中の10月15日、20日の2日間、委員会を開催し、9月定例会の内容を「議会だより10月号」として10月下旬に発行致しました。

編集に当たっては、議員各位のご協力をいただきながら、出来るだけ事前に原稿を作成することによって、委員会開催経費の削減を図って参りました。

また、今定例会の12月14日に委員会を開催し、今定例会の内容を中心とする「議会だより新年号」の編集方針について協議を致しました。

今定例会は提案された諸議案のほか、一般質問9名、総括質疑7名、また、議員研修などもあり、全体をP14～P16として編集することとし、1月下旬に発行できるよう努力して参ります。

編集に当りましては、従来どおり担当委員を決め、原稿収集をすることと致しますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、調査事項である「議会広報調査に関する事項」は、議会閉会中も引き続き調査研究して参ります。

以上で、議会広報調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（米澤壽重）

次に、隠岐の島町医療対策特別委員長：13番 吉田政司 議員

○13番（吉田政司）

医療対策特別委員会の報告を致します。

委員会は去る10月21日、11月6日、12月2日、議会開会中の12月14日開催を致してお

ります。始めに12月議会で見解を示すこととしておりました、歯科診療所体制について申し上げます。

当委員会は今年3月議会において歯科医師2名体制を見直し、22年度から1名体制にすることを提言しました。

これに対し、執行部からは今年9月医師1.2名体制にしたいとの報告があった。

1.2名体制とは、都万、五箇地区を1名で診療し、中村診療所は週1回他の医療機関で対応するというものであります。

その中で執行部は、現状の患者数の推計上からは医師1名体制で可能としながらも、1名体制に踏み切れない要因としては、1つ目、一人の医師が三か所を診ることの問題。2つ目、健診等の業務に時間がとられること。3つ目、医師の負担の問題を挙げております。

その他の問題としては、職員数の削減があり、これは4名の衛生士を1名減らすものであります。この報告について、当委員会としては、患者数の動向、健診業務等の実情からみて、1名体制では無理だとは言えないと判断しており、さらに、医師の勤務環境の悪化に結びつけることは納得しかねるところであります。しかしながら、住民の医療に関わることであり、慎重に対応する必要があることから、委員会はこの件について、来年の実績をみる中で、職員体制も含めて今一度見直しすることを求め、委員会の見解とします。

次に、10月1日に隠岐病院院長を講師に、地域医療の在り方について勉強会を開催しました。当日は昼食懇談会を行い、病院食をともにしながら食の大切さについて学びました。

その後、地域医療に対する思い、隠岐病院の目指す方向について話を伺いました。

その内容は、食の大切さ、予防医療の実践、経営健全化の取り組みと必要性、医師招聘への対応、患者の視点からの病院の整備等が骨子でした。

主な内容を簡単に申し上げます。

1、病気の70%は生活習慣病であり、その70%の人を救うには食事が基本である。今後、この一番安くて効果的な医療に目を向けていきたい。

2、予防医療は少ない医療資源で可能であり、隠岐病院で十分できる。予防医療を積極的に進め、病気を未然に防ぎたい。地域にも出かける。現在、禁煙外来、脳検診、ドック等を行っているが、地域の医療ニーズに応じて商品の開発を行い提供したい。

3、経営の健全化を進め、質のいい医療を提供したい。特に、隠岐病院のように人件費の割合が高くなると、機器整備ができなくなり、医療の質が保てなくなる。また、経営の安定化には、職員一人当たりの収入をアップさせなければならないし、外来患者を減らし、入院

機能の充実を図る必要がある。

4、新病院は、患者の視点からいい病院をつくりたい。自治体病院であるからと高くていいわけにはいかない。身の丈に合った病院を建設する。

5、電子カルテの活用によって外来の内容の充実が可能となり、看護師を20%程度減らせ、余った人員を訪問看護にシフトできる。

6、医師招聘については、島大医学部から隠岐病院への医師の流れの基礎はできたとして、島大医学部と、また自治医大の医師の地域医療実践の場として、県健康福祉部との連携をより深めていきたい。

病院のニーズに合った必要な医師、医療従事者確保のために常に募集を行いたい。

産婦人科については、外科的産科医師を確保し、年間100人程度の出産に対応していきたい。

以上、主な要点を挙げましたが、特に印象に残ったのは健全経営に積極的に取り組もうとするその姿勢であります。

意見交換では、診療所の医師3名体制を1名増やして4名体制で保健、福祉、医療の連携を図り、訪問医療や健診、健康づくり等により一層、力を入れていこうとする委員の考えに対して、院長からは現在の隠岐病院や診療所の体制で連携していけば、今の人数で十分だとの見解が示されました。まったく相反することになったわけですが、当委員会としては、高齢化がますます進み、高齢者一人世帯、高齢者だけの世帯がどんどん増える今後を見据える中で、健康教育、予防医療など地域住民の健康づくりや訪問看護、終末医療を含む在宅医療の推進には医師4名体制とすべきとした昨年の提言を改めて確認したところであります。

委員会としては、今後とも提言の実現に向けて住民の視点から、専門家の意見も大事にししながら、課題解決に一つ一つ手を打っていきたいと考えているところでございます。

以上、医療対策特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（米澤 壽重）

次に行財政改革特別委員長：3番 平田文夫 議員

○3番（平田 文夫）

行財政改革特別委員会の報告を致します。

当委員会は、議会閉会中の7月15日、10月30日、11月10日と、9月定例会の9月9日、そして、今定例会の12月14日の5回開催し、また、12月3日から4日にかけて、海士町の産業振興と観光協会を視察致しましたので、その概要について報告致します。

執行部からは、第2次行財政改革大綱の策定状況について松岡行革推進室長から報告を受けました。

その概要は、公募委員2名を含めた10名の行財政改革推進審議会を設置し、6月17日に審議会に3点について諮問したとのことであります。

また、当委員会の取組み方針については、補助金・負担金の検証に重点を置き、その投資効果について検討することと致しました。

10月30日には、松岡行革推進室長から平成20年度の事務事業評価の実施結果についての中間報告を受けると共に、委員会は、町観光協会の状況を把握するため、担当課に資料の提出を要望致しました。

町観光協会の現状について、池田観光商工課長の出席を求め、事業内容や決算の状況について説明を受け理解を深めたところであります。

観光を基軸とした町づくりを進めている隠岐の島町にとっては、観光協会の役割りが重要であるため、各委員から産業と観光を一体化して取り組んでいる海士町の産業振興と観光協会を視察すべきとの意見があり、視察することと致しました。

最後に、海士町の産業振興と観光協会の視察について報告致します。

去る12月3日、海士町役場を訪問し、町の観光振興と観光協会の現状について視察を行いました。

海士町は、ご承知のように単独町制を選択して以来、行政への甘えの体質からの脱却と生き残るための攻めの長期戦略をたて、そのための「現場第一主義」に徹した体制づくりを行い、実行部隊となる「交流促進課」「地産地商課」「産業創出課」の3課を、町の玄関で、情報発信基地でもある港のターミナル「キンニャモニャセンター」に設置し、ニーズを肌で感じる場として各種事業を展開しております。

町のトップである町長が戦略を明確にし、町政の経営指針を「自立・挑戦・交流」としてあらゆる支援措置を活用し、自然環境を活かした第一次産業の再生で、先駆的な産業振興に取り組むとともに、生産者を中心とした観光振興にも取り組んでおります。これらに関わる人材として『「若者」「馬鹿者」「よそ者」が島おこしの原動力である』との言葉を印象的に私達は受け止めました。

「島じゃ常識！さざえカレー」や、「海士のいわがき」、CASという新技術を導入した旬感凍結の「活いか」、天然塩「海土乃塩」を活用した加工品、そして、異業種参入で取り組んだ「隠岐潮風ファーム」の設立など、ご承知のとおりであります。

次に、観光協会についてであります。平成18年度までは町長が会長、民間人が事務局長をしておりましたが、平成19年度からは民間人が会長に、役場職員が事務局長として運営に取り組んでおります。

運営の基本方針は、窓口重視、受け皿の拡大の2点であります。窓口重視として取り組んでいることは「お客を知ること」「海士の現状を知ること」であり、受け皿の拡大として取り組んでいることは、「利益の循環を目指すこと」「新しい取り組みへの挑戦」とのことです。

以上、概要について報告致しましたが、現時点では各委員の意見や見直しの視点も様々であり、意見を取りまとめる段階に至っていないため、議会閉会中も更に調査を継続していくことと致しました。

以上で、行財政改革特別委員会における調査の委員長報告と致します。

○議長（米澤壽重）

最後に総合交通対策特別委員長：7番 齋藤昭一 議員

○7番（齋藤昭一）

総合交通対策特別委員会の報告を致します。

当委員会は所管の「生活交通網整備促進に関する事項」について検討致しました。

12月14日に開催いたしました。

現行の路線バス、乗合タクシー、町営バス、スクールバスを効率よく組み合わせ、交通網整備を確立し、弱者の足をしっかりと確保しなければならないと考え、積極的に取り組むことを委員会で確認しました。

今回は地域公共交通会議で取り上げた計画案を、観光商工課から細部にわたって説明を受けました。その内容を紹介致します。

路線バスについての考え方の基本は、隠岐病院に通う利用者が一番多いため、隠岐病院を路線バスの発着点とする。この考え方は委員会としても理解致しました。路線バスは現在の9路線を4路線とする。

次に隠岐高校、隠岐水産高校、西郷港を経由する路線、さらに委員からは役場本庁への路線も考慮に入れるようにと致しました。

デマンドバスについて、指定タクシー業者やスクールバスにより幹線路線まで運行する。前日の予約制とし、予約がなければ運休する。

診療所巡回バス、スクールバスの空き時間を利用し、都万、五箇、中村、布施地区で運行

をする。

今後のスケジュールとしては利用者へのアンケート、地元との意見交換、経費の見積もり等を実施し、3月には結論を出したいとの説明がありました。

当委員会は今後、議会閉会中においても、その内容を独自に調査、研究していくことと致しました。また所管の調査事項である「隠岐空港利用促進・隠岐航路の整備促進」についても引き続き調査、研究して参ります。

以上委員会の報告と致します。

○議長（米澤壽重）

以上で委員長報告を終わります。

日 程 第 2、討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の、議第90号「平成21年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」から議第111号「隠岐広域連合の処理する事務の変更に伴う財産処分について」及び同意第5号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの計23件、並びに本日の議事日程第一で行いました、各常任委員長報告並びに各特別委員長報告を、一括して討論に付します。

まず、反対討論の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、討論を終わります。

日 程 第 3、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第90号「平成21年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立「多数」であります。

従って、議第 90 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 91 号「平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」、及び議第 92 号「平成 21 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」の 2 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、可決すべきであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、議第 91 号及び議第 92 号の 2 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 93 号「隠岐の島町学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議第 96 号「物品購入契約の締結について〔スクールバス購入〕」までの 4 件及び議第 99 号「工事請負契約の締結について〔下西ポンプ場電気機械設備工事〕」から議第 105 号「蛸木漁港区域内公有水面埋立てについて」までの 7 件、並びに議第 107 号「指定管理者の指定について」から議第 111 号「隠岐広域連合の処理する事務の変更に伴う財産処分について」までの 5 件、計 16 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、議第 93 号から議第 96 号、議第 99 号から議第 105 号及び議第 107 号から議第 111 号までの 16 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 97 号「物品購入契約の締結について〔八尾川観光遊覧船購入〕」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、可決すべきであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立「多数」であります。

従って、議第 97 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 98 号「物品購入変更契約の締結について〔タンクローリー購入〕」を採決し

ます。

本案に対する常任委員長報告は、可決すべきであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

従って、議第 98 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 106 号「財産処分について」を採決します。

地方自治法第 117 条の規定によって、8 番：石田茂春議員の退室を求めます。

(石 田 議 員 退 室)

本案に対する常任委員長報告は、可決すべきであります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 106 号は委員長報告のとおり可決されました。

石田議員の入室を許可します。

(石 田 議 員 入 室 ・ 着 席)

次に、同意案件についての採決を行います。

同意第 5 号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

よって、同意第 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情案件の採決を行います。

総務産業建設常任委員長報告の陳情第 11 号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出を求める件」を採決します。

本案を、委員長報告（趣旨採択）のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って陳情第 11 号は委員長報告のとおり、決定されました。

以上で採決を終わります。

日 程 第 4、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長・各特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、お手元に配付致しましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声確認)

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長・各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び、調査に付することに決定致しました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終ります。

日 程 第 5、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、1 件の議案が議員提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第 14 条の規定による、議員提案の要件を満たしていますので、議題と致します。

「提案理由の説明」を行います。

発議第 8 号「隠岐の島町の施策課題に対応するための決議」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

6番：小野昌士 議員

○6番（小野昌士）

発議第 8 号 隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

上記の議案を別紙のとおり、隠岐の島町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 21 年 12 月 21 日提出

提出者	隠岐の島町議会議員	小野昌士
賛成者	隠岐の島町議会議員	石田茂春
賛成者	隠岐の島町議会議員	安部和子

隠岐の島町議会議長 米澤壽重様

隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

1. 納税意識の高揚を図るとともに滞納徴収業務を強化すること
2. 地場産業及び観光産業の振興と雇用創出策の推進を図ること
3. 保健・医療・福祉の連携、充実強化を図ること
4. 学力向上、教育行政の充実強化を図ること

平成 21 年 12 月 21 日

隠岐の島町議会

この決議事項は、住民の立場にたって客観的にみて、我町の社会公共の利益に関する事項と考えられますので宜しくお願い致します。

○議長（米澤壽重）

発議第 8 号の「質疑」を行います、通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います、通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は「起立」により行います。

発議第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

以上で、議員提出議案の上程及び審議を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了致しました。

本日はこれも以って散会し、平成 21 年第 4 回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

（ 閉 会 宣 告 14 時 07 分 ）

以 下 余 白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 22 年 1 月 13 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員